



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造 外1名



5

### 原告第6準備書面

令和4年10月27日

10

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 津 久 井 進



15

原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武



原告ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐 行



20

原告ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦



原告ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志



原告らは、被告第4準備書面にて主張された本案前の答弁の理由に対し、以下の反論を行う。

25

1 請求の趣旨第1項に係る請求について

(1) 訴えの利益について

請求の趣旨第1項のうち、須磨多聞線（西須磨）橋梁下部新設工事（その  
1）請負契約並びに同年5月20日及び同年11月1日付け各増額契約につ  
5 いて既に支払いを完了している場合、差止めを求める訴えの利益が消滅する  
ことは争わない。

被告においては、上記支払の完了につき立証されたい。

(2) 差止対象の特定性について

被告は、原告らが請求の趣旨第1項の差止請求の対象となる財務会計上の  
10 行為を「「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」にかかる「山陽電  
鉄北側 橋台・橋脚設置工事」請負契約に基づく請負代金の支出」と主張す  
るのみであるから、①当該契約が締結されることが相当な確実さをもって予  
測されるか否かや、②当該行為を差し止めることによって公共の福祉を著し  
く阻害するおそれがあるか否かを判断することができず、同請求は差止対象  
15 である財務会計上の行為の特定を欠き、不適法である旨を主張する。

しかし、神戸市は、同市が発行した「としけいかくミニニュース No. 21」  
（乙1）の2、3頁に掲載する平面図にて、複数の橋台・橋脚の建設の予定  
を明示している。これらの橋台・橋脚の建設は、神戸市が建設業者との間で  
建設請負契約を締結して行われるのだから、「都市計画道路須磨多聞線（西  
20 須磨）整備事業」にかかる「山陽電鉄北側 橋台・橋脚設置工事」請負契約  
の締結は相当な確実さをもって予測されるというほかない。

また、後述のとおり、被告は、上記請負代金の支出を差し止めることによ  
って生じる公共の福祉を著しく阻害するおそれとして、主要幹線道路ネット  
ワークを形成するという本道路建設の目的が達成できないことを挙げている。  
25 このような公共の福祉を阻害するおそれがあるかは、神戸市が本件都市  
計画道路建設の一環として前記橋台・橋脚設置工事の工事請負契約を締結

し、その請負代金を支払うことを予定していることまで判明していれば、十分に判断可能である。

以上より、請求の趣旨第1項につき、差止対象の特定に欠くところはない。

### (3) 監査請求の前置について

5 被告は、住民監査請求における請求の対象と住民訴訟における請求の対象  
とが同一である必要がある旨を主張して、本訴の前に原告らが行った監査請  
求の対象は令和元年12月付け須磨多聞線（西須磨）都市計画道路検討及び  
10 詳細設計業務及び桜木町2丁目歩道設置工事に係る公金の支出のみであり、  
これに含まれない契約に関する請求の趣旨第1項の請求は監査請求を前置  
していないため、不適法であると主張する。

確かに、地方自治法242条の2第1項柱書は監査請求前置主義を採用し  
ており、監査請求の内容と住民訴訟の内容は同一でなければならない。

15 しかし、この監査請求前置主義は、監査請求の対象となった財務会計上の  
行為と、住民訴訟における請求の対象となる財務会計上の行為が完全に一致  
することを要求するものではなく、被告の解釈、理解は狭きに失する。

20 たとえば、東京高判昭和57年2月25日判例タイムズ469号212頁  
は、以下の通りに判示したうえで、市長が行った道路建設が違法、不当であ  
るとしてその原状回復を求める住民監査請求と、同道路建設のための工事代  
金として公金を支出したことを理由とする市長に対する損害賠償の請求（平  
成14年地方自治法改正前のいわゆる4号請求。）では同一性があり、監査  
請求前置の要件を満たすと判断している。

25 「地方自治法第二四二条の二のいわゆる住民訴訟とその訴提起の適法要件  
として前置されるべき同法第二四二条の監査請求とは、その対象において彼  
比同一性があることを要するところ、監査請求の対象は、そこで求められて  
いる措置の内容ないし類型によつてではなく、普通地方公共団体の長その他  
による違法不当な行為又は怠る事実にかかる監査請求の趣旨、理由によつて

特定されるべきものであり（ただし、求められている措置の内容ないし類型は、この特定のための一助となることはあり得る。）、他方、住民訴訟の対象は、その請求の趣旨、原因によつて特定されること勿論であつて、この両者の同一性とは、住民訴訟の前記の目的に照らし、厳格、形式的な同一性ではなく、実質的な同一性があれば足りると解するのが相当である。」（下線部は原告らによる。）

上記判示を本訴に照らして考えれば、本件監査請求も、請求の趣旨各項も、いずれも本件事業の違法性を問題としており、同事業に必要な財務会計上の行為の差止めや、これを行った被告への損害賠償請求の義務付けを求めるものであるから、監査請求と請求の趣旨各号の請求には実質的な同一性が認められる。

したがって、請求の趣旨第1項を含む請求の趣旨各項はいずれも監査請求の前置の要件を満たす。

#### (4) 公共の福祉を著しく阻害するおそれの要件について

被告は、地方自治法242条の2第6項を訴訟要件として主張している。

しかし、同項は「第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときには、することができない。」と規定しているのであり、同項は訴訟要件について定めたものではなく、財務会計上の行為を差し止めることができない要件、すなわち差止請求に対する実体上の抗弁を定めたものである。

また、訴訟上の位置付けを措くとしても、請求の趣旨第1項について地方自治法242条の2第6項の抗弁が成立する余地はない。

すなわち、住民訴訟上の差止請求について、「当該行為を差し止めることによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるとき」に当該財務会計上の行為の差止め

をすることができないとされた趣旨は、財務会計上の行為の内容によっては、当該財務会計上の行為が違法であること及びこれを差し止めることにより保護される地方公共団体の財務上の利益を考慮しても、なお看過し難い重大な不都合を生じる事態も想定されることがある点にある。

5           この趣旨からすれば、上記要件は極めて限定的な場合を指すものと解すべきである（松本英昭・新版逐条地方地自法（第9次改訂版）1050頁，1060頁）。

          これに対し、被告が請求の趣旨第1項について挙げる公共の福祉を著しく  
10  阻害するおそれとは、都市計画道路須磨多聞線のうち西須磨工区の工事が差し止められることにより、主要幹線道路ネットワークを形成するという本道路建設の目的が達成できないというものにすぎない。

          上記目的が達成できない不都合は、当該財務会計上の行為が違法である場合にまで考慮すべき不都合ではなく、文の文言で例示されている「人の生命又は身体に対する重大な危害の発生」に比肩する不都合でもない。

15           したがって、請求の趣旨第1項について地方自治法242条の2第6項の抗弁は認められない。

#### (5) 小括

          以上より、請求の趣旨第1項については、同請求のうち須磨多聞線（西須磨）橋梁下部新設工事（その1）請負契約，同年5月20日及び同年11月  
20  1日付け各増額契約について既に支払いを完了している場合は同支払いの停止を求める部分に限って訴えの利益は消滅しているが、その余の被告の主張に理由はない。

## 2 請求の趣旨第2項に係る請求について

### 25 (1) 監査請求の前置について

          前記1（3）にて主張したとおり、本件監査請求と第2項を含む請求の趣

旨各項はいずれも本件事業の違法性を問題とするものであり、両請求の間に実質的な同一性があるから監査請求の前置の要件に欠けるところはない。

(2) 「同じ請求が二重に評価されていること」との被告の主張について

被告は、請求の趣旨第1項と請求の趣旨第2項のうち桜木町2丁目歩道設置工事の契約締結に係る5009万0700円の損害賠償請求の義務付け請求とが二重に評価されており、この点が二重起訴の禁止に反して不適法である旨を主張する。

しかし、被告が主張する二重起訴の禁止とは、民事訴訟法142条の規定に関するものなのか必ずしも明らかでない。被告においてはこの点を明確にされたい。

なお、仮に被告の主張が民事訴訟法142条に関する主張であるとする  
と、請求の趣旨第1項と請求の趣旨第2項の上記部分との間に訴訟物の同一性は認められない。

なぜならば、両請求は対象とする財務会計上の行為も、求める請求の内容（差止めと損害賠償請求の義務付け）も異なり、各請求の要件も異なる（前記1（4）のとおり、差止請求には公共の福祉を著しく阻害するおそれが抗弁となるが、損害賠償請求の義務付けに対して同事実は抗弁とならない。）からである。

したがって、請求の趣旨第1項と請求の趣旨第2項のうち上記部分は、二重起訴の禁止（民事訴訟法142条）に反しない。

(3) 小括

以上より、請求の趣旨第2項について被告の主張に理由はない。

3 請求の趣旨第3項に係る請求について

(1) 請求の趣旨第1項に対するものと共通の抗弁について

被告は、請求の趣旨第3項についても、請求の趣旨第1項につき主張した

①訴えの利益、②対象の不特定、③住民監査請求の不前置、④公共の福祉を著しく阻害するおそれの各点があるがそのまま当てはまる旨を主張する。

一方、これらの主張に理由がないことも、原告らが本書面1(1)ないし(4)にて主張したとおりである。

5 (2) 二重起訴の禁止について

被告は、請求の趣旨第1項と請求の趣旨第3項が二重起訴の禁止に反して不適法であると主張する。

この点についても、2(2)で主張したとおり、被告が主張する二重起訴の禁止とは、民事訴訟法142条の規定に関するものなのか必ずしも明らかでないから、被告においてはこの点を明らかにされたい。

また、仮に被告の主張が民事訴訟法142条に関する主張であるとする  
と、請求の趣旨第1項と請求の趣旨第3項とでは、異なる財務会計上の行為  
を対象とするものであり、訴訟物の同一性は認められない。

被告は、首長による支出命令は、契約締結という支出負担行為を前提として  
行われるのであるから、これらを分けて二重に差し止めを求めることは少  
なくとも支出命令に固有の手続違反などの違法があるような場合を除いて  
は許されない旨を主張する。しかし、訴訟物間で争点が共通であるとしても、  
二重起訴の禁止に反するわけではない。

したがって、請求の趣旨第1項と請求の趣旨第3項は、二重起訴の禁止(民  
事訴訟法142条)に反しない。

(3) 財務的処理を直接の目的としてなされる具体的契約であるかについて

被告は、住民訴訟の対象となる契約とは地方公共団体の財務的処理を直接  
の目的としてなされる具体的契約である必要があるところ、原告が請求の趣  
旨第3項で差し止めの対象とする「都市計画道路須磨多聞線(西須磨)整備事  
業」に関する契約は、財務的処理を直接の目的としてなされる具体的な契約  
であると認めることができない旨を主張する。

しかし、「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する契約とは、本件都市計画道路の完成に必要なコンサルティング契約、業務委託契約及び工事請負契約等の契約全般を指すものである。これらの契約は、地方公共団体である神戸市が都市計画道路のために必要な業務を専門業者に外注する契約であるから、いずれも当然有償契約となるはずであり、必然的に財務的処理を直接の目的とすることになる契約である。

なお、被告が引用する福島地判平成4年6月22日判例タイムズ799号168頁においては、原告たる住民が、都市再開発事業につき、「地方公共団体の首長が、地方公共団体、地権者、及び事業者の三者間で成立寸前であった『都市再開発事業計画認可及び権利変換処分と表裏一体をなす契約』を破棄した行為」をもって、財務会計上の行為のうち契約の締結・履行にあたる旨を主張したのに対し、裁判所がこれを、財務的処理を直接の目的としてなされた具体的な契約であると認めることができない旨を判断したものである。

請求の趣旨第3項の対象は前述のとおり、本件都市計画道路完成に向けられた契約一般であり、上記裁判例にて原告が住民訴訟の対象とした行為のように抽象的なものではない。したがって、本訴について議論するに際して上記裁判例を引用することは不適當である。

したがって、請求の趣旨第3項の対象となる契約は、いずれも財務的処理を直接の目的としてなされる具体的な契約である。

#### (4) 小括

以上より、請求の趣旨第3項について被告の主張に理由はない。

以上